

令和7年1月16日

第79回国民スポーツ大会冬季大会における  
式典および競技会放送・配信に関する留意事項

公益財団法人日本スポーツ協会  
国スポ推進部  
ブランド戦略部

原則として、国民スポーツ大会の式典および競技映像(以下、「国スポ映像」という)に関する権利は日本スポーツ協会(以下、「JSPO」という)が有しています。

国スポ映像を使用する場合には、JSPO と事前調整の上、JSPO の承諾が必要となります。また以下の事項を順守するようお願いいたします。

記

テレビ放送

テレビ番組で国スポ映像を使用する場合、国スポ映像に関する権利はJSPOに帰属する。

1. 中継・録画放送

- 民放の全国放送(BS、CSを含む)は、国スポ映像の中継・録画放送はできない。
- 開催地ローカルテレビ局(CATVを含む)は、JSPOと国スポ開催地実行委員会との協議の上、中継可能な競技においてテレビ放送が可能。
- 開催地以外のローカルテレビ局は、原則生中継・録画放送はできないが、JSPOとの事前協議の上、放送することができる場合がある。

2. 報道目的の放送

- スケート・アイスホッケー競技は「令和7年1月26日から2月6日」(実施競技期間+1日)・スキー競技会は「令和7年2月13日から2月17日」(実施競技期間+1日)の期間(以下、「競技期間」という)に、報道を目的としたテレビニュース(1番組)において、合計3分以内の国スポ映像を無償にて使用することができる。
- 上記映像を報道目的以外で使用する場合は、JSPOへ映像の使用申請が必要であり、映像の二次使用は有償(※1)となる。また、申請者は中央競技団体から事前承諾を得て以下より申請すること。

3. その他映像使用

国スポ映像を上記1,2以外で使用する場合は、JSPOへ映像の使用申請が必要であり、有

償(※1)となる。また、申請者は中央競技団体から事前承諾を得て以下より申請すること。

申請先: 国スポ関連放送素材の二次使用について

(<https://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid1201.html>)

※1: 料金設定

映像取得者	1番組(1オンエア)3分以内の映像利用料金
JSPO	税込 88,000 円
JSPO 以外	税込 44,000 円

(補足) 3分以上使用を希望する場合は、上記料金を一単位として、単位数に応じて使用料が発生する。

### ネット配信

国スポ式典及び競技映像を使用したネット動画配信に係る権利は JSPO に帰属する。

#### 1. 中継・録画配信

- JSPO および開催地実行委員会は、以下の撮影と配信を行う。

配信日(予定)	競技
1月26日～29日	スケート競技(スピード)
1月27日～28日	スケート競技(ショートトラック)
1月27日～30日	スケート競技(フィギュア)
2月1日～5日	アイスホッケー競技

- ネット配信は、JSPO との事前協議で認められた場合を除き、「JSPO TV 国スポチャンネル(以下「国スポチャンネル」という)」上でのみ行うことができるものとする。
- JSPO 撮影のネット配信競技(種目)以外の競技(種目)は、JSPO と事前協議で認められた場合、配信することができる。

#### 2. 報道目的の配信

競技期間に、開催地のマスコミ等が報道を目的としたネットニュース(1番組)において、合計3分以内の国スポ映像を無償にて使用することができる。ただし、アーカイブ配信等が競技期間を越える場合、使用することはできない。

#### 3. ネット配信可否一覧

ネット配信の種類 ネット配信実施主体	国スポチャンネル		国スポチャンネル以外 ※ライブ・オンデマンド含む
	ライブ配信	オンデマンド配信	
JSPO	○	○	○
開催地自治体(県、市町村)	△	△	△

中央競技団体	△	△	△
開催地競技団体	×	×	×
全国テレビ局	×	×	×
その他	×	×	▲

○…配信可

△…JSPO と協議の上決定

▲…競技期間に、開催地のマスコミ等が配信する報道を目的としたネットニュースにおいて  
 国スポ映像を1番組3分以内で使用する場合

×…配信不可

#### パブリックビューイング(以下、「PV」という)

- PV の実施については、JSPO および開催地実行委員会と事前に調整する。
- PV 実施希望者は、別添の申請書へ記載をし、開催地実行委員会へ提出をする。
- 開催地実行委員会は、PV 実施申請書を取りまとめ、JSPO へ提出する。JSPO が認めた場合に PV を実施することができる。
- PV の会場は、公共施設や公共の場とする。
- 商業目的で PV を実施することはできない。また、映像内および会場内に外部広告等が無いことが原則となる。
- 開催地のローカル局が撮影・取得した国スポ競技映像を使用する際は、PV 主催者とローカル放送局との協議を行い、認められた場合に使用することができる。

以上

#### <本件に関する問い合わせ先>

##### ◆映像全般について

ブランド戦略部マーケティング戦略課

Mail: [campaign@japan-sports.or.jp](mailto:campaign@japan-sports.or.jp)

Tel: 03-6910-5804

##### ◆放送計画について

国スポ推進部国スポ課

Mail: [kokuspo@japan-sports.or.jp](mailto:kokuspo@japan-sports.or.jp)

Tel: 03-6910-5808